

⑭お知らせ

平成19年6月の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との取引解消に向けたさらなる態勢整備が求められています。

当金庫においても、各種取引から反社会的勢力の排除に取り組んでいますが、今般その一環として、当局の認可を得て平成24年7月24日付で定款を変更することといたしました。

これにより、下記1のいずれかに該当する者は当金庫の会員となることはできません。また、会員が下記2のいずれかに該当するときは総代会の決議により除名となることがあります。

当金庫では、すでに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除する対象としておりますが、新たな措置によりさらに対応を徹底してまいります。

1. 当金庫の会員となることができない者

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

(2) 次の各号のいずれかに該当する者

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること。

2. 総代会の決議により除名となることがある場合

(1) 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為。

⑤その他前各号に準ずる行為。

(2) 加入申込書でしていただく、上記1の(1)および(2)のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

詳しくは、当金庫リスク統括部（☎0120-77-3229）へお問い合わせ下さい。

平成26年3月

島田信用金庫

個人情報の開示等の手続きについて

当金庫は、個人情報の保護に関する法律第24条2項、第25条、第26条1項、ならびに第27条1項および2項に基づき、ご本人からのご依頼により、以下の手続きにて対応いたします。

1. 個人情報（保有個人データ）の開示について

当金庫が保有するお客様の個人情報について開示を希望される場合は窓口にお申出ください。

【開示項目】

【開示手数料】

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先情報 | 1,050円 |
| (2) 取引残高（科目、口座番号、残高） | 1,050円 |
| (3) 取引の履歴に関する情報 | 525円（1か月分） |
| (4) 上記以外の情報 | 1,050円（1項目毎） |

なお、以下に掲げる場合には開示いたしかねますので、予めご了承願います。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付して回答いたします。また、開示しなかった場合についても、所定の手数料を頂きます。

- ①ご本人の確認ができない場合
- ②代理人によるご依頼に際して、代理権が確認ができない場合
- ③所定の依頼書に不備があった場合
- ④ご依頼のあった情報項目が、保有個人データに該当しない場合
- ⑤ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ⑥当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑦法令に違反することとなる場合

2. 個人情報（保有個人データ）の内容の訂正・追加・削除について

当金庫が保有するお客様の個人情報の内容が事実でないという理由で内容の訂正、追加または削除を希望される場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、調査を行いその結果を報告いたしますので、窓口までお申出下さい。（手数料は無料）

3. 個人情報（保有個人データ）の利用停止について

当金庫が保有するお客様の個人情報について、当金庫の取得方法、利用目的において違反しているという理由でお客様の個人情報の利用停止または除去を希望される場合および第三者への提供停止を希望される場合は、窓口までお申出下さい。（手数料は無料）

4. お客様からのご依頼に対する回答につきましては、調査等を行い、日を改めて手お客様の指定された方法により報告させていただきます。

5. 以上のご依頼の受付に際しまして、本人であることが確認できる運転免許証やパスポート等（顔写真付）をご用意下さい。

【個人情報および安全管理措置に関する相談窓口】

島田信用金庫 営業推進部 住 所：〒427-0022 島田市本通三丁目2番の1

電話番号：0547-37-5189 FAX:0547-35-4207 Eメール：info@shimashin.co.jp